

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月7日

岩手県教育委員会
委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>義務教育担当課長専決事項</p> <p>(1) 県立幼稚園並びに市町村立の<u>小中学校及び幼稚園</u>における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(2) 県立幼稚園並びに市町村立の<u>小中学校及び幼稚園</u>の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>[略]</p> <p>(スポーツ健康課の総括課長等の専決事項)</p>	<p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>義務教育担当課長専決事項</p> <p>(1) 県立幼稚園並びに市町村立の<u>幼稚園及び小中学校</u>における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(2) 県立幼稚園並びに市町村立の<u>幼稚園及び小中学校</u>の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>[略]</p> <p>(スポーツ健康課の総括課長等の専決事項)</p>
<p>第11条 スポーツ健康課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>施設・学校健康担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県立学校の児童及び生徒並びに<u>県立幼稚園の園児</u>の保健管理に関すること。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>第11条 スポーツ健康課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>施設・学校健康担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>県立幼稚園の園児並びに県立学校の児童及び生徒</u>の保健管理に関すること。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>
<p>(教職員課の総括課長等の専決事項)</p> <p>第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>小中学校人事担当課長専決事項</p>	<p>(教職員課の総括課長等の専決事項)</p> <p>第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>小中学校人事担当課長専決事項</p> <p>(1) <u>県立幼稚園の臨時的任用職員の任免に関すること。</u></p> <p>(2) <u>県立幼稚園の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。</u></p> <p>(3) <u>県立幼稚園の職員の自己啓発等休業の承認に関すること。</u></p>

(1) [略]	(4) [略]
(2) [略]	(5) [略]
(3) <u>県立幼稚園の臨時的任用職員の任免に関すること。</u>	
(4) <u>県立幼稚園の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。</u>	
(5) <u>県立幼稚園の職員の自己啓発等休業の承認に関すること。</u>	
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成 20 年 3 月 7 日から施行する。